

## 購買一般条項

1. この購買注文（以下本注文という）およびその履行は、買主の主たる事業所所在地の法令に準拠し、これに基づき積されるものとする。国際物品売買契約に関する国際連合条約は適用されない。
2. 買主に対して書面による異議を述べることなく、本注文に基づく全部または一部の出荷または履行が行われた場合、当該行為は本注文の承諾とみなされる。
3. 売主が本注文のいずれかの条項に違反した場合、または本注文の規定どおりに出荷が行われない場合、買主は本注文の全部または一部を解約する権利を有する。
4. 買主は、自己の都合により、いつでも本注文の全部または一部を解除することができる。この場合、買主は解除日までに履行された作業に関して売主が実際に要した費用を支払うものとし、売主は当該費用を軽減する義務を負う。
5. 第3条または第4条に基づき解約または解除の通知がなされた場合、売主はすべての作業を停止し、仕掛品の処分について買主の指示に従うものとする。当該仕掛品の所有権は買主に帰属する。
6. 本注文で指定された数量を超えて納入された商品、および本注文に基づき納入された不良品は、売主の費用負担により受領拒否および返品されることがある。
7. 本注文に明示的に記載されている場合または買主が合意した場合を除き、荷役、包装、梱包、運送または保管に係る費用の請求は認められない。売主が請求する運送費用は、重量および運賃を示す運送書類原本により裏付けられなければならない。
8. 売主は、買主の書面による事前の同意なく、本注文またはその一部を譲渡してはならない。当該同意は、本注文に基づく売主の義務および責任を免除するものではない。
9. 本注文に基づく支払がなされた場合でも、当該商品を承諾したとみなされるわけではない。すべての商品は、買主による検査と合理的に拒否しうることを条件に受領される。不良品および仕様不適合品は、売主による検査のため、売主の危険負担および費用で買主が保管できる。拒否の通知後15日以内に売主から指示がない場合、当該商品は売主の費用負担で返品または売却できる。返品された不良品は、買主の書面による承諾なく交換することはできない。
10. 買主は、売主に対して保証期間（定めがある場合）または受領後24ヶ月のいずれか早い時点までにいつでも、商品またはサービスが本注文の要求に適合しない旨の通知をすることができ、売主は、撤去、包装、運送または再度の設置に係る費用を含め、自己の費用負担により、買主の指示に従って、修理、交換または返金を速やかに行うものとする。
11. 本注文に別段の定めがある場合を除き、買主は、指定された場所にて請求書を受領した日から90日経過後に適用される次回決済日において、支払期日が到来している有効な請求書について支払う。売主が振込に係る銀行情報を変更する場合、買主の要請により、当該変更が正当かつ売主により承認されたものであることを書面で確認しなければならない。書面によるかかる確認が得られるまで支払が延期されることがある。
12. 本注文に関連して買主が売主またはその指定先に物品を提供する場合、当該物品の取扱い、保管および管理責任はすべて売主が負う。
13. いずれの当事者も、天災、政府当局による行為、内乱、戦争、火災、洪水、疫病、ストライキ、労働争議その他合理的に当該当事者の支配の及ばない事由により生じた遅延または不履行について責任を負わない。本条は、本注文に定める他の条項に基づく買主の解除権を妨げるものではない。
14. 売主は、本注文に基づき提供される商品が、(a)仕様に適合していること、(b)良好な品質を有し熟練をもって製作されており、異物混入および潜在的または顕在的な欠陥がないこと、(c)商品性および買主の意図する用途への適合性を有すること、(d)運送および一時保管に適した梱包がなされていること、(e)所有権の行使を阻害する留置権等の担保権その他一切の法的負担がないこと、ならびに(f)第三者の知的財産権の侵害または不正使用がないことを保証する。売主が役務を提供する場合、売主は、適切な技能、経験および資格を有する人員により、同種のサービスに係る業界標準に沿って専門性と熟練を備えた役務が提供されることを保証する。支払、検査、受領または使用は、本条の定める売主の保証に影響を及ぼすものではない。
15. 売主は、SDS、仕様、主要な原材料、供給元、原産地証明の内容、製造方法、主要特性に関する統計的工程管理（SPC）または統計的品質管理（SPC）の重要な変更がある場合は、遅くとも6ヶ月前までに買主に対して書面で通知しなければならない。売主は、製造委託契約において、買主の事前の書面による承認なくこれらの変更を行ってはならない。
16. いずれの当事者も、本注文が定める権利を行使しなかった場合といえども、将来における当該権利の行使が妨げられるものではない。本注文上の権利の放棄は書面による特段の合意がない限り効力を有しない。本注文が定める違反について免責がなされた場合といえども、他の違反や他の条項が免責されるものではない。

17. 本注文は、当事者間の当該商品または役務の購買に係る完全な合意を構成する。別途有効に締結された購買契約が本注文と抵触する場合は、当該契約が定める内容が優先される。請求書、本注文の確認書、その他買主が発行した本注文以外の文書に記載され、本注文と抵触するまたは異なる条件は効力を有しない。但し、買主は、商品の仕様や製造に関してオペレーションプランや技術パッケージにより詳細を追加提供することができ、売主はこれらを遵守するものとする。
18. 売主は、買主の書面による承諾なく、本注文に係る直近の見積価格を上回る価格を請求してはならない。
19. 売主は、環境、健康、安全に係る法令を含むがこれらに限られず、すべての適用法令、規則および条例を遵守していることを保証する。
20. 買主は、コンゴ民主共和国およびその周辺国において武装勢力の直接的または間接的な資金源となり、もしくはこれを利することとなる、スズ、タンタル、タングステンまたは金（以下紛争鉱物という）を含有する原材料を故意に購入しないことを方針としている。売主は、買主が製造する製品の機能または生産に必要な紛争鉱物を含有する原材料について、買主が毎年実施する合理的な原産国調査要請、および必要に応じて実施されるデューデリジェンスに対応するものとする。買主は、これらの要件に係る売主の遵守状況を評価および監査する権利を留保する。これらの要件を遵守していない売主は、是正措置を実施することが期待され、実施されない場合には、将来の取引の対象とならないことがある。
21. 売主は、自己の費用負担により、製造、包装、表示、廃棄物処理、商品の仕様および商品の使用に関連して必要となる、すべての登録、許認可、届出、報告、ライセンスおよび通知に関する政府当局の要求事項を満たす責任を負うものとする。本注文に基づく売主の履行に関連して発生する一切の廃棄物については、売主がその発生者かつ所有者とみなされ、これに起因して生じるすべての責任について、売主が単独かつ独立して責任を負うものとする。また、売主は、適用されるすべての法令、規則および条例を遵守し、安全かつ適切な方法により、当該廃棄物を処分し、またはその処分を手配する。
22. 売主は、各出荷に際し、商品の明細書、分析証明書（Certificate of Analysis）および安全データシート（SDS）を添付しなければならない。
23. 売主は、買主のウェブサイト（[www.dow.com/about/supplier/code.htm](http://www.dow.com/about/supplier/code.htm)）に掲載され、参照により本注文に組み込まれその一部を構成する買主のサプライヤー行動規範（Supplier Code of Conduct）を遵守する。サプライヤー行動規範と本注文との間に抵触が生じた場合には、本注文の条件が優先して適用される。買主は、サプライヤー行動規範を買主のウェブサイト上に変更内容を掲載することにより、いつでも変更することができる。売主は、買主による事前のレビューおよび承認を条件として、買主のサプライヤー行動規範と実質的に同等であると認められる場合には、代替として売主独自の行動規範を遵守することができる。
24. 売主が本注文の履行にあたり買主の事業場に立ち入る必要がある場合、売主は買主の安全規則を含むがこれに限られないすべての安全に係る規則を遵守しなければならない。
25. 売主は、以下の事由に起因または関連する人身傷害またはその申立て（死亡、疾病を含む）および財産その他の損害（実損害か申立てられた損害かを問わない）についてすべての責任および義務を負い、一切の損害、費用、請求、責任、コスト（合理的な弁護士費用を含むがこれに限られない）および売主自らまたは第三者から買主に対してなされる請求について買主（本条の目的上、買主の関連会社、代理人、役員、取締役、従業員および代表者を含む）を防御、補償し免責するものとする。(i)買主が所有、運営または賃借する敷地や施設内への売主の立入り、(ii)売主による役務提供または商品供給、(iii)第三者の特許権その他の知的財産権の侵害または不正使用、(iv)売主による本注文のいずれかの条項の違反。但し、かかる損害等が買主の重過失または故意に起因する場合はこの限りではない。
26. 本注文においては、期限が極めて重要である。
27. 本注文に別段の定めがない限り、引渡条件は DDP（INCOTERMS®2020）とし、本注文または適用ある購買契約に記載された買主の指定場所および住所を引渡地として、引渡時に商品の所有権および危険負担は買主に移転する。
28. 売主は、買主の代理人または従業員ではなく独立した契約当事者として本注文を履行し、買主の書面による同意なく履行の一部でも第三者に再委託することはできない。
29. 買主は、環境・健康・安全および品質（EHS-Q）に関する監査ならびにそのフォローアップ監査を実施する権利を有し、売主は、本注文に基づき商品が製造されている間、売主の施設への買主の人員に合理的な立入りを認める。売主は、EHS-Q 監査により判明した事項および所見に対応する是正措置計画を当該監査後 30 日以内に提出する。買主は、EHS-Q 監査の結果を踏まえて提出された売主の是正措置計画を精査する権利を有する。これらの条件に基づく立入りまたは監査の実施機会が売主により拒否された場合、買主は、他に援用可能な救済手段に加えて、何らの責任を負うことなく本注文を解除する権利を有する。

30. 本注文に基づき売主が買主に対して提供する商品または役務に関連し、売主は、買主に帰属する、または買主が取得もしくは管理する知的財産権または機密情報（以下買主知的財産権という）を委託され、またはアクセス権を与えられることがあるが、買主知的財産権は常に買主に帰属し、本注文に基づき、明示か黙示かを問わず、特許権、営業秘密その他の買主の専有的権利を含むいかなる買主知的財産権についても、売主に対してライセンスその他の権利は付与されない。売主は、いかなる買主知的財産権についても第三者に開示しないこと、ならびに、買主知的財産権に基づく、またはこれを開示する内容を含む特許、実用新案登録ないし意匠登録の出願を行わないことに同意する。
31. 開発成果の帰属。本注文に基づき買主のために、売主またはその委託先業者により創出または開発された、商品または役務に関連するすべての知的財産権およびノウハウは、その創出時点において、いかなる条件も付されることなく、専ら買主に帰属するものとし、当該知的財産権およびノウハウはすべて、買主の要請に応じて無償で買主に譲渡・移転されるものとする。売主は、自らの委託先業者についても本条と同一の義務が適用されるよう確約する。なお、当該商品または役務に、設計図面または地図等に係る知的財産権などの無形資産が含まれる場合には、売主は、随時買主から譲渡の要請があれば直ちに、当該設計図面または地図等を買主に移転する。
32. 本注文に基づく製造委託に関して、売主は、初回の製造拠点監査時に提示された買主の基本的要請事項を遵守のうえ、本注文の有効期間中、自己の費用負担により、以下の内容および金額の保険を手配し維持する。
  - (a) 法定限度額の労働者災害補償保険および総額 100 万米ドル以上の使用者賠償責任保険
  - (b) 身体障害、死亡および財産損害に関する責任を対象とし、1 事故あたり 500 万米ドル以上の支払限度額を有する包括的一般賠償責任保険（契約責任、製造物責任および完成作業賠償責任を含む）
  - (c) 1 事故あたり 500 万米ドル以上、かつ年間総額 1,000 万米ドル以上の支払限度額を有する汚染および環境損害賠償責任保険  
（前各号(a)から(c)までの保険を、以下保険要件と総称する。）保険要件は、本注文に基づくすべての購買に適用される。売主が付保する保険は、いかなる場合においても、買主の保険に対して主たるものとされ、買主の保険からの求償または分担を伴わない。
33. 買主から要請があった場合、売主は、米国の C-TPAT といったサプライチェーンの安全確保を目的としたプログラムの認証を取得するか、その代替として、買主のリスク評価質問票に記入の上これを返送することにより、当該要件への適合を示すことができる。売主は、買主から要請があった場合、年次の更新情報を提供する。
34. 売主は、買主の名称、商号、オーバールマーク、商標、サービスマークまたはロゴ（以下買主商標と総称する）をいかなるプレスリリース、ニュースリリース、年次報告書、製品包装、標識、レターヘッド、印刷物、広告においても使用してはならない。また売主は、買主商標と同一またはこれと混同を生じさせるおそれのある商標、商号、ロゴ、ドメイン名、メタタグ、メタディスクリプタ、電子メールアドレス、サーバー名もしくは検索エンジン用識別子、または買主、その子会社もしくは関連会社のその他の商標、商号もしくはドメイン名、ウェブサイト等を登録し、または登録を試みてはならない。さらに売主は、売主が提供するいかなる製品または役務についても、買主が承認または推奨している旨を、直接的または間接的であるかを問わず表示または表明してはならない。
35. 本注文に関連して交換され、またはその他の方法により取扱われる一切の個人データについて、買主および売主はそれぞれ、独立した管理者（または適用される法令上これに相当する地位）として行動する。各当事者は、個人データの処理に関する目的および手段をそれぞれ独立して決定し、適用されるデータ保護法令に基づく自己の義務の遵守について単独で責任を負う。各当事者は、相手方から受領した個人データを、本注文の履行、管理および執行、ならびに法令遵守のために合理的に必要な範囲でのみ利用し、秘密保持義務に従って知る必要のある者のみにアクセスを制限し、また、適切な保護義務を負う受領者に対する場合もしくは法令で要求される場合を除き、当該個人データを第三者に開示してはならない。各当事者は、自らが責任を負う範囲において、データ主体からの請求および規制当局からの照会に対応し、当該請求または照会が主として相手方の処理に関係する場合には、これに合理的に協力する。買主が、サプライヤーおよびその従業員に関する個人データをどのように処理するかについては、買主のサプライヤー向けプライバシー通知 (<https://legal.dow.com/en-us/privacy-statement/supplier-privacy-notice.html>) 情報提供を参照のこと。なお、これは透明性を確保する目的で提供されるが、本注文に基づく当事者の義務を変更または制限するものではない。
36. 各当事者は、相手方から受領した個人データおよび秘密情報を不正なアクセス、開示、改変または滅失から保護するために用意された合理的な管理、技術および物理的な安全管理措置を講じる。当事者が、本注文に基づき許容される目的のために、相手方の個人データまたは秘密情報を、委託先業者、クラウドサービス提供者またはその他の第三者に提供する場合には、当該受領者が本条と同等以上の義務を書面により負うことを確保

するとともに、当該受領者による遵守について責任を負う。相手方の個人データまたは秘密情報に関するセキュリティ事故の発生を確認した当事者は、遅滞なくいかなる場合においても48時間以内に、書面により相手方に通知するとともに、当該事故の影響を軽減し是正するために合理的に協力する。合理的な事前通知を条件に、かつ、セキュリティ事故の発生または本注文に関する重大なリスクが特定された場合を除き年1回を超えない範囲で、各当事者は、本条の遵守を確認するために合理的に十分な情報（該当する場合には、関連する第三者によるセキュリティ評価の要約を含む）を、適切な秘密保持の制限に従ったうえで提供する。

37. 売主は、買主の事前の書面による承認なく、買主のデータ（買主により開示された個人データおよび秘密情報を含む）を、AIの学習データとして、または生成AIシステムへの入力に使用してはならず、また、いかなる第三者にもそのような使用をさせてはならない。売主が本注文の履行において使用するすべてのAIは、適用されるAI関連法令を遵守しなければならない。本条に違反があった場合、買主は、差止めその他法令上の救済を求める権利を有する。本条のいかなる規定も、買主が自らの方針および適用法令に従って行うデータの内部利用を制限するものではない。
38. 本注文の変更は、両当事者の権限ある代表者が署名または記名捺印した書面によらない限り効力を生じない。

2026年4月30日改定